

かながわスマートエネルギー計画検討会設置要綱

(設置)

第1条 「かながわスマートエネルギー計画」を推進するにあたって、神奈川県におけるエネルギー政策の基本的な方向性や具体的な施策などについて、幅広い観点から助言を得るため、かながわスマートエネルギー計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 神奈川県の地域特性を踏まえたエネルギー政策の基本的な方向性
- (2) 具体的な施策展開のあり方
- (3) 前2号に掲げるもののほか、検討会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 検討会は、次の者のうちから選定した委員若干名をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 再生可能エネルギー関連事業者
- (3) 国及び県内自治体の職員
- (4) その他知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 検討会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、第3条に定める委員のほか、第2条の所掌事項について検討するため必要と思われる者に検討会への出席を求めることができる。

(報酬)

第6条 委員に対し、別に定める報酬額を支払う。

- 2 報酬は、原則として当該業務を行った日の属する月の翌月末日までに支払うこととする。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなすこととする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成24年8月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年9月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年11月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年3月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。